

千葉県医師会国民保護計画

平成 19 年 3 月

千葉県医師会

第1章 業務計画の目的等

1 業務計画作成の目的

本計画は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)及び千葉県国民保護計画に基づき、指定地方公共機関である社団法人千葉県医師会(以下「本会」)が行う業務に関し必要な事項を定め、もって、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下「武力攻撃事態等」という。)において国民保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2 基本方針

本会は、本計画の実施にあたり、千葉県その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関(以下「関係機関」という。)と相互に連携を図りながら、地区医師会と一体になって、医療を確保するために必要な措置等を講ずる。

なお、国民保護措置を実施するに当たっては、千葉県や市町村などから提供された情報を踏まえたうえで、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

3 業務計画の運用

本会は、千葉県地域防災計画及び千葉県石油コンビナート等防災計画に基づき、千葉県との間に「災害時の医療救護活動についての協定書」を結び、災害時の医療救護活動を行うこととしており、本業務計画はこれに準じて行うものとする。

4 業務計画の見直しと変更

本計画は効果的に推進できるよう、今後の状況の変化に伴い、適時この計画の内容につき検討を加え、必要に応じ修正するものとする。なお、この計画の修正を行った場合は、速やかに千葉県知事に報告し、関係市町村長に通知するとともに、ホームページ等で公表するものとする。

5 措置の内容

本会は、武力攻撃事態等に対処するため、次の措置を実施する。

- ① 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- ② 武力攻撃災害における医療の提供
- ③ 情報の収集、報告及び提供
- ④ その他武力攻撃事態に対処するために必要な措置

6 安全の確保

武力攻撃事態等においては、核攻撃、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃

等が想定され、医療救護活動にあたる医療従事者自身が危険に晒される可能性があり、本会は千葉県及び関係機関との連携を密にし医療従事者の安全確保のための正確な情報を収集するとともに、医療救護活動に必要な安全対策を講ずるものとする。

7 武力攻撃事態等における意識の啓発

本会は、会員及び職員に武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行うものとする。

8 武力攻撃災害における財政上の措置

国民保護法に基づいて千葉県等からの要請に応じ、又はその指示に従った医療救護活動については、国民保護法施行令に定める基準に従い、その実費を請求するものとする。ただし、自主的な出動に係る医療救護活動等に要する費用は、原則として自己負担とする。

なお、国民保護措置に関わる医療救護活動を円滑に行うため、予め千葉県との間で必要な事項について協定等を締結しておくものとする。

第2章 平素からの備え

1 活動体制の整備

(1) 連絡調整体制の整備

本会の業務に係る国民保護措置に関する事務について、本会内の連絡調整を図るための体制を整備するものとする。

(2) 緊急参集体制等の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を迅速に確立するため、関係会員等の緊急参集等について必要な事項をあらかじめ定めるものとする。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

本会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・連絡できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

(4) 通信体制の整備

通信施設の破壊、通信の錯綜などにより通常通信手段が利用できない場合を想定し、「災害時優先電話」、「非常・緊急電話」、県防災行政無線、衛星電話など非常時の通信体制の確保に努めるものとする。

(5) 医療救護体制の整備

千葉県、消防機関等の関係機関と密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行えるよう、医療救護体制の整備の確立に努めるものとする。

2 関係機関との連携

平素から関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

3 訓練の実施

平素より、的確かつ迅速な国民保護措置の実施が可能となるよう本会内における訓練の実施に努めるとともに、千葉県、市町村等が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

4 物資及び資材の備蓄等

(1) 物資及び資材の備蓄等

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の把握に努めるとともに、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 本会が管理する施設等の整備等

本会が管理する施設及び設備について、国民保護措置の実施も念頭におきながら、平素から整備し、又は点検するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

1 活動体制の確立

(1) 国民保護等対策本部の設置

1) 千葉県に国民保護対策本部が設置された場合において、会長が必要であると認める場合は、本会に国民保護等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。また、対策本部は次の業務を行うものとする。

- ① 被害状況の調査及び報告に関すること
- ② 救護班の派遣要請に関すること
- ③ 関係機関との連絡調整に関すること
- ④ その他、武力攻撃事態等における医療活動に関し必要とされる業務

2) 対策本部の事務局は本会事務局内に置く。

(2) 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係会員等の緊急参集を行うものとする。

(3) 通信の確保

国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のための必要な措置を講ずるものとする。

2 医療従事者の安全確保

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、千葉県等から提供を受けた武力攻撃災害の状況その他必要な安全に関する情報を活用するなどにより、本会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

3 救援の実施

自主的な出動による場合の他、千葉県知事から国民保護措置等に係る協力要請があった場合は、あらかじめ定める方法により、救護班の派遣及び救護所の開設等の医療救護活動を行うものとする。

(1) 救護班の編成

医療救護班は本会及び地区医師会（支部）で組織し、その規模は武力攻撃災害の被害程度の大きさ、態様等を把握した上で決めるものとする。

(2) 指揮命令

本会が国民保護措置による医療救護活動を実施する場合の指揮命令は別に定める千葉県医師会災害医療救護対策要綱を準用して行うものとする。

(3) 医療救護班の業務

医療救護班の行う業務は次のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② 医療機関への受け入れ（後方医療機関）
- ③ 助産
- ④ その他

(4) 事後報告

本会の指揮命令に依らない地区医師会（支部）の出動については、事後速やかに本会に報告して、その指示を受けるものとする。

(5) 相互応援

被災支部からの出動要請及び本会が必要であると認めた時は、隣接支部等に応援出動を要請するものとする。

(6) 医薬品・医療資機材の確保

医療救護班は備蓄する医薬品・医療資機材等を携行し使用するほか、使用する医薬品・医療資機材が不足する場合には、千葉県に調達を要請するものとする。

る。

(7) 生活基盤等の確保

本会及び地区医師会は、武力攻撃事態等において、医療を確保するため、千葉県・市町村の協力を得て次の措置を講じるよう努めるものとする。

- ① 医療機関の診療時間の延長
- ② 医療施設の安全の確保
- ③ 救急患者等の搬送体制の確保

(8) 赤十字標章等及び特殊標章等の使用

医療救護活動を行う場合は「千葉県医師会救護班」の名称を用い、千葉県知事から使用に係る許可を得た標旗または腕章を持って標示するものとする。

4 関係機関との連携

千葉県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努めるものとする。

5 情報の収集、報告及び提供

本会は、その管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集し、必要に応じ、千葉県に報告するものとする。

6 安否情報の収集への協力

千葉県知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、千葉県知事及び市町村長が行う安否情報に協力するよう努めるものとする。

第4章 復旧等

1 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、可能な限り速やかに、本会が管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

なお、応急の復旧のため必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、千葉県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

2 武力攻撃災害の復旧

本会が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃事態等が終結した後に、本格的な復旧を図るものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法などについては、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとする。